

## 平成29年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成29年11月20日（月）午後2時27分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成29年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 承認第6号 瑞穂市教育委員会プロポーザル審査委員会設置等規則の制定についての専決処分について

日程第4 承認第7号 （仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託に関するプロポーザル審査委員会委員の委嘱についての専決処分について

日程第5 意見聴取 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について

日程第6 意見聴取 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について

日程第7 教育長の報告

日程第8 その他

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

加納 博 明

加藤 悟

福野 佐代子

森下 伊三男

加木屋 加緒里

### ○本日の会議に欠席した委員

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

教育総務課長	矢野隆博
学校教育課長	村山邦博
学校教育課主幹	郷通芳
学校教育課総括課長補佐	泉大作
幼児支援課長	林美穂
幼児支援課総括課長補佐	今木浩靖
生涯学習課長	佐藤彰道
生涯学習課主幹	國枝孝治
生涯学習課総括課長補佐	広瀬常司

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課総括課長補佐	小倉孝一
-------------	------

**○傍聴者**

なし

**開会及び開議の宣告**

○教育長 只今より平成 2 9 年第 1 1 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

---

**日程第 1 平成 2 9 年第 1 0 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について**

○教育長 日程第 1 平成 2 9 年第 1 0 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

○森下委員 P 8 の教育長の報告の中で「保護者全員が緊急メールに加入していないことから」を「保護者全員が緊急メールに加入しているとは限らない」、「英語教育の議員視察として」を「英語教育の視察のため、町議員視察団が」と修正をお願いします。

○教育長 その他ご異議ございませんか。

異議がないようですので、先程ご指摘のありました箇所を修正した上で、平成 2 9 年第 1 0 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

---

**日程第 2 会議録署名委員の指名について**

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。  
福野委員にお願い致します。

---

**日程第 3 承認第 6 号 瑞穂市教育委員会プロポーザル審査委員会設置等規則の制定についての専決処分について**

○教育長 承認第 6 号 瑞穂市教育委員会プロポーザル審査委員会設置等規則の制定についての専決処分について、議題と致します。  
事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 3 承認第 6 号 瑞穂市教育委員会プロポーザル審査委員会設置等規則の制定についての専決処分について、瑞穂市教育委員会プロポーザル審査委員会設置等規則の制定について、瑞穂市教育委員会事務委任規

則（平成15年教育委員会規則第6号）第3条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分し、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。平成29年11月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例の一部改正に伴い、瑞穂市教育委員会プロポーザル審査委員会設置等規則の制定を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

**○教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 承認第6号 瑞穂市教育委員会プロポーザル審査委員会設置等規則の制定についての専決処分について、承認することと致します。

---

**日程第4 承認第7号 （仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等  
作成業務委託に関するプロポーザル審査委員会委員の委嘱についての専  
決処分について**

**○教育長** 日程第4 承認第7号 （仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託に関するプロポーザル審査委員会委員の委嘱についての専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第4 承認第7号 （仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託に関するプロポーザル審査委員会委員の委嘱についての専決処分について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、（仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託に関するプロポーザル審査委員会委員に別紙の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。平成29年11月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により委嘱したものの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** プロジェクトチームの構成についてご説明をお願い致します。

○**生涯学習課長** 今年度採用された若手職員 9 名による構成で、行政職員 7 名及び保育所職員 2 名の参加を予定しています。

○**教育長** このプロジェクトチームの趣旨として、若い方々からの様々な意見をいただくことと、今後色々な事業の進め方を学んでいくことを含めた職員育成研修として参加していただく予定です。

○**加藤委員** 市民の意見を募集するのではないのでしょうか。

○**生涯学習課長** 市民の意見については、業者決定後に住民説明会や検討会を開催し、その中で意見をいただき検討をしていきたいと考えています。

○**教育長** その様な業務も含めて業者に委託を行いたいと考えています。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 4 承認第 7 号（仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託に関するプロポーザル審査委員会委員の委嘱についての専決処分について、承認することと致します。

---

## 日程第 5 意見聴取 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について

○**教育長** 日程第 5 意見聴取 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第 5 意見聴取 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について、瑞穂市うすずみ研修センターの施設について、下記のとおり指定管理者を指定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。1 施設の名称 瑞穂市うすずみ研修センター、2 指定管理者となる団体の名称 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで。平成 29 年 11 月 20 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市うすずみ研修センターの施設管理業務につ

いて、指定管理者の指定の期間が満了することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、引き続き指定管理者を指定するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** この施設を利用する場合、穂積駅からのシャトルバスは利用できるのですか。

○**生涯学習課総括課長補佐** 今までは、NEO桜交流ランドから週に何便か無料バスがあり、その時間に合えば無料で利用できる状況です。

○**教育長** まとまった利用者がいれば臨時便が出ることはありますか。

○**生涯学習課総括課長補佐** 臨時便はありませんので、定期便を利用させていただくこととなります。

○**森下委員** ホテル館の研修センターの利用実績はどの位でしょうか。

○**生涯学習課長** 平成28年度の瑞穂市の実績は0件です。本巢市は6件で390人、その他として14件で合計20件の利用実績です。

○**加木屋委員** 瑞穂市民が利用する場合の特典はありますか。

○**生涯学習課長** 利用料について全額免除の規定はありませんので、団体によっては、半額免除となる規定となっています。

○**加木屋委員** スポーツ少年団等にこの様な施設があるので利用していただく等のPRはしていますか。

○**生涯学習課長** 現在はほとんど知られていない状況ですので、今後広報等に掲載しPRを行いたいと考えています。

○**加藤委員** 多くの方に利用していただける様、しっかりPRをしていただきたい。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 意見聴取 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について、承認することと致します。

---

日程第6 意見聴取 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）

## について

○**教育長** 日程第6 意見聴取 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第6 意見聴取 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成29年11月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成29年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加木屋委員** 就学援助について、1人当たりの金額はいくらですか。

○**学校教育課長** 当市においては、1人当たりの金額を決定しお渡しするのではなく、給食費については市が直接負担し、各学校で使用する教材費については学校より請求していただき支払をしていますので、1人当たりの金額としては固定していません。他市町について現金をお渡ししている場合もありますが、使途が明確ではないため現金ではお渡ししていません。

○**加木屋委員** 校外研修や修学旅行費については、旅行会社へ直接支払われるのでしょうか。

○**学校教育課総括課長補佐** その件につきましては、学校より請求をいただき市から学校へ支払を行い、学校から旅行会社へ支払いをしています。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 意見聴取 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、承認することと致します。

---

## 日程第7 教育長の報告

○**教育長** 本日の総合教育会議について、テーマが多く議論する時間が少なく大変申し訳ございませんでした。総合教育会議を行うにあたり、現在実施してい

る事業及び今後実施していく事業について、事前に委員の皆様から意見をいただける様な体制を整えていく必要があると思っています。本日の総合教育会議で提案しました平成30年度予算要求等についても、定例会での議案以外で事業の実施や優先順位等を議論・検討を行い、総合教育会議へ報告できる様にしていきたいと思っております。先日、市のPTA連合会研修総会が開催されました。その中の講話として、これからは100年の人生計画を立てる必要があると話をしてしました。現在60代や70代の方々がばりばりと働いている状況で、昔とは違ってきています。また、AIが進歩し色々なことが発展していくと、現在人間が行っているものがAIに変わり、多くの職種が無くなることが考えられます。例えば、新幹線の運転手はAIによる自動運転となると考えられますが、車掌は変わりなく人間が行うと思います。この様なことから、今まで児童・生徒が将来目標としていた職種が必要なくなる可能性も十分考えられ、目標としていたものが目標でなくなることも考えられます。その様な中でも、人と人とのつながりやコミュニケーションが必要となる職種は今と変わりなく残るのではないかと思います。この様な将来を想定し、児童・生徒がコミュニケーション能力を身に付けることは大切であると説明し、そのためには、物事を説明する能力や発信する能力を向上するため、ICT機器を導入し活用する能力、説明するための語彙力を身に付けるための「読書のまちみずほ」、人前で説明や話ができる様に「あいさつのまちみずほ」を教育委員会として推進していることを説明しました。

---

## 日程第8 その他

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にありません。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 瑞穂市学校職員について、穂積小、牛牧小、南小学校の産休・育休に伴う配属状況説明。

○教育長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 瑞穂市公私連携型保育所の開園までの主なスケジュールについて説明致します。12月中に保護者説明会開催、1月中に仮協定締結及び仮

園舎建設開始、3月に瑞穂市議会に協定内容に係わる議案上程、3月中に仮園舎へ引越し、平成31年4月より公私連携保育所型こども園として開園、仮園舎撤去後民間事業者により外構整備の予定ですので報告致します。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 特にありません。

○**教育長** 次回の会議日程ですが、平成29年12月26日、火曜日、午後2時00分より平成29年第12回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願ひ致します。

---

### 閉会の宣告

○**教育長** 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成29年第11回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時55分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年12月26日

瑞穂市教育委員会 教育長

加藤博明

委員

福野佳代子

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。